

## 徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月20日

徳島県監査委員	西	正二
同	川村	廣道
同	原	孝仁
同	元木	章生
同	岩丸	正史

### （監査の結果）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成25年2月7日

徳島県監査委員	西	正二
同	川村	廣道
同	原	孝仁
同	元木	章生
同	岩丸	正史

### 請求の受付

#### 第1 請求書の提出

平成24年12月18日に、市民オンブズマンとくしま(徳島市 代表 住友英次)ほか4名から提出のあった請求書は、所要の法定要件を具備しているものと認め、同年12月21日受理した。

#### 第2 請求書の要旨

- 1 徳島県知事が、平成23年度に徳島県議会の各議員に交付した政務調査費（残余精算後の額）のうち、別紙2及び3「違法支出一覧表」の「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、別紙1「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金額を徳島県に返還するよう請求することを求める。

## 2 請求の趣旨

### (1) 政務調査費の性質と支出査定

#### ア 徳島県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

徳島県議会の政務調査費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「徳島県議会政務調査費の交付に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づいて支給される。地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。条例はこれに基づき、第2条で政務調査費が「徳島県議会議員の政務調査活動に資するため」として交付されるものであること、第7条で「議員は、政務調査費を議長が別に定める用途基準に従って使用しなければならない」とし、第10条で議員が「その年度において交付を受けた政務調査費からその年度において行った政務調査費による支出の総額」を控除して残余があるときは県に返還すべきことを、それぞれ定めている。また徳島県政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）第5条の別表では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の用途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。従って、政務調査費は、「その年度において」支出された、「県政の調査研究に資するため必要な経費に限って、支出が認められる。

#### イ 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、規程別表に定める用途基準に該当するものについてのみ、政務調査費から支出することが許される。しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

当該支出にかかる活動の全体が、県議会議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県政の調査研究に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め（「政務調査費専用」という文言だけでは認められない）、

当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務調査以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、

当該支出にかかる活動の全体が、  
のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては2分の1ないし6分の1の按分で認めるべきである。

#### ウ 平成18年度政務調査費徳島地裁判決

平成23年12月9日徳島地裁判決でも、インターネット関係、通信関係、光熱費、事務所費、事務用品については、政務調査活動以外の議会活動等にも利用できるもので3分の1ないし6分の1の限度で認められ、パソコン関係、リース代については、政務調査活動以外の議会活動等に供することが可能であり、また、比較的高価なものが多いことから、複数台保有することはあっても、各活動に応じて調達することは考えにくいとして、3分の1ないし6分の1の限度で認められ、その余については違法とされている。また、高松高裁平成24年10月18日判決も、上記判断を正当なものと認めている。

#### (2) 対象行為及び違法理由

本件監査請求の対象行為は別紙2及び3の違法支出一覧表の「議員名」及び「会派名」「支出内容」「支出日」「支出額」欄の記載のとおり、対象行為の違法理由は同一覧表の「違法理由」欄の記載のとおり。

#### (3) 損害と不当利得

ア 以上の結果、各議員及び各会派が平成23年度の政務調査費として支出した金額のうち、別紙2及び3の違法支出一覧表「違法支出額」欄記載の各金額は、条例第7条に違反しているので、各金額の支出は違法であり、徳島県の損害である。その合計は6,873,074円である。

イ 条例第7条は、「議員は、政務調査費を議長が別に定める用途基準に従って使用しなければならない」と定め、同第10条は、「政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない」と定めている。この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、  
<当該議員がその年度において行った県政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（規程第5条に規定する用途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実  
に該当することになる。

ウ しかるに，ア記載の不適正支出金額は規程第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので，その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

エ よって，徳島県知事が徳島県議会議員に対して前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは，財産の管理を違法に怠る事実該当するので，地方自治法第242条第1項の規定に基づき，事実証明書添付して，請求の趣旨記載のとおり，厳正な措置を請求する。

（以上，原文のまま記載した。

なお，事実証明書及び別紙の掲載は省略した。）

## 監査の実施

### 1 監査請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第6項の規定により，平成25年1月24日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とし，監査調書の提出を求め，平成25年1月24日に監査を行った。

## 監査の結果

本件措置請求における請求人の主張については，そのいずれにも理由がないものと判断し，棄却する。

## 決定の理由

### 1 事実の確認

議会事務局の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握された事実関係は，概ね次のとおりである。

また，本件監査を実施するに当たり，請求人が主張する違法な事実の有無及び支出金額について，支出目的の妥当性等の再確認を行うため，請求対象とされた徳島県議会議員（以下「議員」という。）及び徳島県議会会派（以下「会派」という。）に対する聞き取り調査を，議会事務局を通じて行った。

### （1）政務調査費とは

自治法第100条第14項の規定に基づき，条例の定めるところにより，その議

会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し交付されるものである。

(2) 徳島県における政務調査費に関する条例等

徳島県において、政務調査費に関し制定している条例等は、次のとおりである。

「徳島県政務調査費の交付に関する条例」

(平成13年徳島県条例第26号。以下「条例」という。)

「徳島県政務調査費の交付に関する規程」

(平成13年徳島県議会規程第1号。以下「規程」という。)

「政務調査費の使途、手続等に関する指針」

(以下「政務調査費ガイドライン」という。)

(3) 政務調査費の交付に関する手続

ア 交付対象等

政務調査費は、議員の職にある者に対し交付する。(条例第2条)

イ 政務調査費の額等

政務調査費は、月額20万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。(条例第3条第1項)

ウ 交付対象議員の通知

徳島県議会の議長(以下「議長」という。)は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、知事に通知しなければならない。(条例第4条第1項)

エ 政務調査費の交付決定

知事は、条例第4条の通知に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、議長及び当該議員に通知しなければならない。(条例第5条)

オ 政務調査費の請求及び交付

議員は、条例第5条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求し、知事は、当該請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。(条例第6条第1項及び第2項)

カ 政務調査費の使途等

(ア) 議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。(条例第7条第1項)

(イ) 条例第7条第1項の使途基準は、次のとおりとする。(規程第5条)

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費，交通費，宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会，講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費，交通費，宿泊費等）
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費，資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代，原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代，新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費，送料，交通費等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費（事務所の賃借料，管理運営費等）
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費，通信費等）
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

\*（ ）内は例示

#### キ 収支報告書等

議員は，議長が定めるところにより，政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに政務調査費に係る政務調査活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。また，議員は，収支報告書に政務調査費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。（条例第8条第1項及び第3項）

#### ク 議長の調査

議長は，政務調査費の適正な運用を期するため，収支報告書，事業実績報告書，領収書等の写し，支払証明書，訂正報告書が提出されたときは，必要に応じ調査を行うものとする。（条例第9条）

#### ケ 政務調査費の返還

議員は，その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合には，当該残余に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。（条例第10条）

#### コ 収支報告書等の保存及び閲覧

提出された収支報告書等は，これを受理した議長において，収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。また，何人も議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

（条例第11条第1項及び第2項）

#### (4) 政務調査費ガイドライン

徳島県議会においては、条例第7条第2項の規定に基づき、議長が政務調査費ガイドラインを定め、政務調査費の用途基準、当該用途基準に定める用途に係る詳細な基準及び各種の手続を明確にしている。

政務調査費ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

##### ア 用途基準

###### (ア) 実費弁償の原則

政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、議員が行う政務調査活動に要した費用の実費に充当することが原則であると示している。

###### (イ) 按分による支出

議員及び会派が行う実際の活動においては、一つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となっていることが多く、これらを整然と峻別することが困難であることが多いと考えられ、このような場合の政務調査費への充当については、実績に応じ按分することと定めている。

###### (ウ) 具体的な用途基準

政務調査費の用途基準について、規程第5条の別表に定める費用の項目毎にその内容を説明し、具体的な政務調査活動例について、それぞれ該当する経費を例示して説明している。

##### イ 政務調査費から支出するのに適しないものの例示

政党活動経費への支出、選挙活動経費への支出、後援会活動経費への支出、私的活動経費への支出、その他支出に適しない経費、会費として支出するのに適しない例及び法令等の制限に抵触する経費の7項目を、政務調査費から支出するのに適しない例とし、それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

##### ウ 用途基準の運用方針

政務調査活動とその他の各種活動との明確な分割が困難な場合は、按分により政務調査活動に要した経費部分を算定して政務調査費から支出することとした上で、事務所経費、電話料・携帯使用料・ファクシミリ通信料等及び人件費の按分方法を明示している。

##### エ 収支報告書等

収支報告書及び事業実績報告書を作成するに当たっての各種書類の記載方法、記載する上での留意事項、添付する必要がある書面等について定めている。

## オ 会派への調査研究の委託

議員が、所属する会派に対し調査研究を委託する場合には、調査研究に係る経費は、各議員が応分の負担額を会派に対して支出することとなるため、会派において、会計に係る代表者（経理責任者）が、具体的な用途、負担額と徴収方法等について明確に定めておくこと、残余金が発生した場合には返還義務があること、用途基準については費用弁償及び按分による支出が基本となること等の内容を定めている。

## （５）平成２３年度の交付決定等の手続

### ア 交付決定

徳島県知事（以下「知事」という。）は、平成２３年４月１日付け（対象議員４０名）及び平成２３年５月１７日付け（対象議員４１名）で、合計９，８２０万円の政務調査費について、交付決定を行っている。

### イ 支出負担行為

知事は、平成２３年４月１日及び平成２３年５月１７日付けで交付決定された政務調査費について、それぞれ同日付けで支出負担行為を行っている。

### ウ 支出負担行為の変更

知事は、平成２３年４月１日付けで支出負担行為を行った政務調査費について、議員改選に伴い、平成２３年８月４日付けで支出負担行為を変更している。

### エ 支出命令

知事は、条例第６条第１項の規定に基づき、議員から請求された政務調査費について、同条第２項の規定により平成２３年４月５日、平成２３年５月２０日、平成２３年７月１日、平成２３年１０月３日及び平成２４年１月４日付けで支出命令を行っている。

## オ 収支報告書

### （ア）提出期限

平成２３年度分の政務調査費に係る収支報告書等の提出期限を平成２４年５月１日として、各議員から収支報告書、事業実績報告書及び領収書等が議長あて提出されていた。

### （イ）返還金の納期限

条例第１０条に規定する平成２３年度の政務調査費の残余金については、返納すべき事由毎に納期限を平成２３年８月１９日及び平成２４年７月２７日として処理されており、該当の議員３名及び１５名から返還されていた。



## 2 判断

### (1) 請求人の主張

措置請求書に記載されている事項及び陳述の際の請求人の主張を整理すると、次のとおりとなる。

ア 政務調査費は、政務調査のためにだけ支出することが許されているが、通常の議員活動の場合は種々の要素が混在していることから、一定割合で按分して支出することだけが許されるにもかかわらず、按分しないまま全額を政務調査費として支出するのは適当ではない。

イ 本来按分すべきところ全額を政務調査費として支出しているものについては、規程第5条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、按分すべき金額の全額が不適正支出となり、その全額が条例第10条に規定する残余に当たることとなるため、知事に不当利得返還請求権が発生する。

### (2) 本件政務調査費の支出等に対する検討

請求人は、「通常の議員活動の場合は種々の要素が混在していることから、政務調査費は一定割合で按分して支出することだけが許されるにもかかわらず、按分しないまま全額を政務調査費として支出しているものが認められる。」旨を主張しているので、本県の政務調査費の仕組みを踏まえ、議員及び会派並びに議会事務局の事務について検証し、請求人の主張を検討する。

#### ア 本県の政務調査費の仕組み

##### (ア) 政務調査活動について

議員は、住民意思を代表するという職責を踏まえ、徳島県議会が求められている政策の形成、議案の審議等による県の意思の確定並びに知事その他の執行機関が行う施策の監視及び評価といった機能を果たす上で必要な活動を行うことを職務としており（条例第2条第2項）、政務調査費は、議員が自らの職責を果たし、職務を遂行するために行う自治法第100条第14項に規定する「議員の調査研究活動」に資するための経費の一部として、条例に定めるところにより交付されるものである。

条例及び規程は、議員に対し適正な用途を遵守し使用する義務（条例第7条及び規程第5条）、政務調査費に残余が生じた際の返還義務（条例第10条）等を課すとともに、条例第9条において、制度の適正な運用を期すための調査権を、知事ではなく議長に置いている。また、政務調査費ガイドラインでは、政務調査活動の趣旨として「議員が行う政務調査活動は、本来は議員の自発的な意思に基づいて行われるものである。」ことを示している。

このように、徳島県の制度は、政務調査費の用途内容の適正性の確保等に関し、社会通念上妥当と考えられる範囲であることを前提として、議会の独立性を保ちながら、議員独自の判断による政務調査活動を認めるものとなっている。

なお、平成21年12月17日の最高裁判決においては、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」との判断が示されているところである。

#### (イ) 条例及び政務調査費ガイドラインにおける按分の考え方

条例は、規程第5条の別表に定める用途基準を遵守し政務調査費を使用する義務を議員に課すとともに、条例第7条第2項に基づき議長が制定した政務調査費ガイドラインを遵守する義務を課している。

また、政務調査費ガイドラインにおいては、用途基準として按分による支出を定め、政務調査活動とその他の各種活動との明確な分割が困難な場合においては、政務調査活動と政務調査活動以外の各種活動の実績により按分を行い、政務調査費から支出することを求めているように、按分とは、あくまで個別事案毎の実績に基づく制度であり、請求人が求めるように、同一の支出目的の費用に対し、全て2分の1等の定率の按分率を適用するといった制度にはなっていない。

#### (ウ) 用途基準の適用の考え方

地方公共団体の自己決定権や、自己責任が拡大する中で、政策立案機能の強化等、地方議会が担う役割は、ますます重要となっており、そのような中、規程第2条は、議員の政務調査活動を「県の事務、議会で審議する案件等について行う調査研究及び情報収集のための活動」、「国会又は地方公共団体の議会の議員、行政関係者、民間団体関係者等との間において行う意見交換、情報収集及び要望のための活動」、「地域住民からの県政に関する要望及び意見の聴取並びに地域住民との意見交換のために行う活動」、「議会活動、県政に関する政策等を住民に関して広報するための活動」、「その他議長が必要と認める活動」と定めており、政務調査費ガイドラインにおいて、「政務調査費とは、議員が行うこうした政務調査活動に資するために、議員に対し交付されるものである。」とするとともに、「政務調査費の項目ごとの用途基準」を定め、政務調査費の項目毎にその内容及び具体的な政務調査活動例を示している。

また、全国都道府県議会議長会が、全国各議会事務局長に対し発出した「政務調査費の交付に関する条例(例)の送付について(平成12年11月10日付け全議第321号)」では、規程に定める用途基準については、「あくまでも用途についての参考として、具体的に列挙するものである。」として、規程に定める用途基準が、制限列挙ではなく、より広範に適用できるものであるとの見解が示されている。

## イ 議員及び会派並びに議会事務局の事務

### (ア) 議員及び会派が行う事務の妥当性

条例及び規程において議員及び議会事務局が行うと規定している事務について、議会事務局が保管する平成23年度の政務調査費に係る収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の確認結果並びに監査請求の対象とされた議員及び会派に対し議会事務局が行った聞き取り調査の結果をもとに検証を行ったところ、議員は、政務調査費ガイドラインに規定する支出項目毎に、政務調査活動及び政務調査活動以外の各種活動の実績に基づき、政務調査活動に要した経費部分を算定していることが確認された。

また、按分率の算定に当たっては、議員自らが政務調査活動の実績を検討し、政務調査活動に要した経費部分を算定する制度となっており、政務調査費ガイドラインにおいて、按分を行った際には、「領収書等添付票」に「按分の率」及び「按分による政務調査費の支出額」を記載するよう求めているが、按分率及び按分による政務調査費の支出額を客観的に証する書類の提出は必要としないことから、請求人が主張する「按分しないまま、全額を政務調査費として支出したこと」を裏付けるような明白な事実は、確認されなかった。

### (イ) 議会事務局が行う事務の妥当性

議会事務局は、平成23年度の収支報告書及び事業実績報告書において、審査事項として、支出された個々の経費が議員の政務調査活動に係るものかどうかを検証し、按分の可能性及び用途内容の具体的な検討を行う等、議員に対し、所要の確認を行っていた。このほか、年度途中にあっても、随時の確認事項として、政務調査費への充当及び充当金額の是非、数字の転記及び集計結果等を検証するとともに、条例、規程及び政務調査費ガイドラインに適合しているかについても必要に応じ確認を行っている等、条例、規程及び政務調査費ガイドラインに基づき、適正に業務を行っていると判断された。

また、初当選の議員に対して、議会事務局の組織、事務分掌等を記載した概要説明資料を作成し説明を行っているが、当該資料に政務調査費に関する事項を記載し、政務調査費の目的及び制度を説明するとともに、条例、規程及び政務調査費ガイドラインも配付し、制度及び具体的事項の周知を図っている。

再選した議員に対しても、条例第8条第2項の規定に基づき、収支報告書の提出を求めるに当たって、留意事項を記載した収支報告書の記載例を配付する等、政務調査費を適正に執行するために必要な措置を自ら検討し、実行していることが確認された。

## ウ 請求人の主張に対する検討

以上のとおり、議員及び議会事務局のそれぞれが、条例、規程及び政務調査費ガイドラインを遵守し、収支報告書の内容を精査し、政務調査費の適正な執行に努めている事実が確認された。

政務調査活動は多種多様であり、このため、政務調査活動により発生する経費

についても多種多様なものとなる。条例は、政務調査活動の多様性に鑑み、議員自らに遵守すべき義務を課す一方で、支出目的等、政務調査費の使途が適正であるかどうかの判断等にあつては、一義的には議員自らが行うこととしている。

また、条例及び政務調査費ガイドラインは、議員に対して収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の他には、具体的な使途内容を証する書類を作成すること及び議会事務局に提出することを必要としていないことから、議員に、ある程度の裁量が認められているものと類推される。

このような政務調査費に関する制度及び仕組みから、本件措置請求に係る政務調査費の事務手続にあつては、政務調査目的でないとは断定するだけの証拠書類は存在せず、このため、政務調査目的を逸脱し、明らかに違法又は不当な収支報告であるとするだけの根拠はないと判断した。

本件措置請求において、領収書の内容のみをもって違法又は不当な支出であるとし、「通常の議員活動の場合は、種々の要素が混在していることから、政務調査費は、一定割合で按分して支出することのみが許されるにもかかわらず、按分しないまま全額を政務調査費として支出するのは適当でない。」ことを旨とする請求人の主張には、理由が認められない。

### (3) 不当利得返還請求権の所在の検討

請求人は、「本来按分すべきところ全額を政務調査費として支出しているものについては、規程第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、按分すべき金額の全額が不適正支出となり、その全額が条例第10条に規定する残余に当たることとなるため、知事に不当利得返還請求権が発生する。」旨を主張しているため、この点について検証する。

不当利得とは、正当な理由がないにもかかわらず他人の財産又は労務から利益を上げたことで、当事者たる他人に損失を与えた場合において、損失者が利得者に対して、当該利得の返還を請求することを認める制度のことであり、当事者同士の事実関係において「不法行為により生じた損害」が発生しない限り、そこには不当利得も発生しないこととなる。

これまで検討してきたように、本件政務調査費に関する一連の手続にあつては、議員及び会派並びに議会事務局は、条例、規程及び政務調査費ガイドラインを遵守し、事務を行っており、按分についてもそれぞれの立場で検討又は検証がなされていることから、検討又は検証した結果に基づき、残余が存在しないとした議員及び会派並びに議会事務局の判断には、相当の理由があるといえる。また、本監査の過程において、議員及び会派並びに議会事務局の判断を違法又は不当であるとする事実は確認できなかった。

このため、本件事案においては、知事と議員の関係において、損害又は損失及び利得が発生する余地はなく、不当利得もないこととなることから、「知事に不当利得返還請求権が発生する。」ことを旨とする請求人の主張には、理由がないものと判断する。

## V 意見

本件措置請求に対する監査の結果及び監査委員の判断は、上記のとおりであるが、次のとおり監査委員の意見を述べることとする。

請求人は、「領収書に支出内容が記載されていないものについては、政務調査活動に要した経費かどうかの判断ができず、不適正な支出であるといわざるを得ない。」として、監査を求めている。

収支報告の際の議員及び会派並びに議会事務局の手續については、条例、規程等に基づき適正であることが確認されたが、今後は、このような疑義が生じないように、より一層、使途の透明性を確保するとともに、県民に対し説明責任を果たせるよう望むものである。